

京都市告示第 243 号

京都市勸業館条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市勸業館を臨時に休館します。

平成 17 年 6 月 16 日

京都市長 榎本 頼 兼

臨時に休館する日 平成 16 年 8 月 14 日から同月 16 日まで

(産業観光局商工部経済企画課)